

障害福祉サービス(就労系)の在宅支援に係るサービス提供計画書

年 月 日

大田区長宛

障害福祉サービス事業所

所在地

名称

代表者職氏名

及び印

印

事業所番号

担当者名

電話番号

在宅でのサービス利用希望者について「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（以下「留意事項」という。）、及び「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.8 問2」等に基づき、下記のとおり在宅支援に係るサービス提供計画書を提出します。

記

1 在宅支援によるサービス利用希望者

氏 名		受給者番号	
サービスの種類	☐ 就労移行支援 ☐ 就労継続支援A型 ☐ 就労継続支援B型		
通所での支援が困難 及び在宅支援が必要な理由			
在宅支援による支援 効果 ※更新時は、評価も含めて 記入してください。			
期間（支給決定期間 内）	承認日から 年 月 日まで		

(注意事項)

就労移行支援及び就労継続支援サービスは、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら相談等の支援を行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められていることを踏まえ作成してください。事業所の都合等による在宅でのサービス利用は、認められません。

在宅支援は「在宅でのサービス利用による支援効果が認められる」と区が判断した場合のみ報酬が算定できると規定されています。公費による就労支援の生産活動及び在宅支援の適切性を踏まえた上で、利用者本人、計画相談支援事業所と在宅でのサービス提供による支援効果について確認して作成してください。

2 運営規程の状況

運営規程には、在宅で実施する訓練内容及び支援内容等について明記した上で指定権者に

☐ 提出済。 ☐ 未提出。（どちらかに印をしてください。）

3 留意事項に規定する要件についての確認事項等（具体的に記入してください。）

確認項目	
ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。	
1 どのような作業活動、訓練等のメニューを想定しているのか具体的に記入してください。	
2 利用者宅の環境（通信環境、利用者の通信機器使用に係る理解度等）について記入してください。	
3 通所によるサービスを提供する曜日・時間等 ☐月 ☐火 ☐水 ☐木 ☐金 ☐土 ☐日 サービス提供時間：	
4 在宅支援でのサービスを提供する曜日・時間等 ☐月 ☐火 ☐水 ☐木 ☐金 ☐土 ☐日 サービス提供時間：	
イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。	
どのような方式で支援を行うのか。利用者の通信環境も含め記入してください。	
ウ 緊急時の対応ができること。	
災害等想定した上で、どのように対応するか具体的に記入してください。緊急時は、利用者宅訪問が基本となります。	
エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。	
具体的対応について記入してください。	
オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。	
どのように、いつ行うのか具体的に記入してください。	
カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。	
どのように、いつ行うか具体的に記入してください。	
利用者同意欄 上記の内容について同意します。	年 月 日 氏 名
計画相談事業所確認欄 モニタリング時に、在宅でのサービスの支援効果を確認のうえ報告します。	年 月 日 計画相談支援事業所名 計画作成担当者

5 在宅でのサービス提供が承認された場合の注意事項等

- (1) 実績記録表の備考欄には、「在宅サービス」「評価面談」等を記入して請求してください。
- (2) 在宅でのサービス提供は、計画的に実施するものであり、原則として当日の体調不良を理由に在宅でのサービスへの変更は、認められません。
- (3) 在宅でのサービス提供内容に変更があった場合は、再度、計画書を提出してください。サービスの更新時には、在宅でのサービスの支援による効果・結果も含め、再度計画書を提出してください。
- (4) 事業所職員による訪問は、「該当者宅」となりますのでご注意ください。
- (5) 在宅でのサービスの支援効果がない場合は、承認を取消しますのでご注意ください。
- (6) 在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を区が求めた場合に、サービス提供記録等を提出できるようにしておいてください。その際、訓練状況（在宅利用者が実際に訓練している状況）及び支援状況（在宅利用者に訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、区から提出を求められた場合には、個人情報に配慮した上で、提出していただきますようお願いいたします。

地域福祉課処理欄

在宅でのサービス利用を

- ☐ 承認する
- ☐ 受給者証の発行
- ☐ 承認期間
- ☐ 承認できない（理由： _____ ）

係員	係長	課長